

補助対象一覧表

事業単位	事業名	補助率（注1）		対象施設等			主な対象事業	備考	担当者名
		施設整備事業	設備整備事業	公 立 （注2）	公 的 （注3）	独 法 （注4）・ 民 間			
看護	病院内保育所施設整備事業	○ (1/3)	—	— (注6)	— (注6)	○	病院内保育所の整備事業		山田
	看護師勤務環境改善施設整備事業	○ (1/3)	—	— (注6)	— (注6)	○	看護職員が働きやすく離職防止につながる施設整備事業（新築、増改築、改修）		
	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	○ (1/2)	—	—	○	○	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設整備事業		

（注1） （ ）内の補助率は、令和5年度の内容である。

（注2） 地方独立行政法人を含む。

（注3） 「公的」とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

（注4） 「独法」とは、独立行政法人国立病院機構等の国立独立行政法人、国立大学法人等をいう。

（注5） 公的については「(2)Is値が0.3未満の建物を有する病院の開設者」のみ対象

（注6） 公立・公的については現在の要綱では補助対象外であるが、要望がある場合には担当まで相談すること。